

日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格に対する 郵政民営化委員会の所見

日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）から、平成18年7月31日付けで「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」（以下「骨格」という。）が内閣総理大臣及び総務大臣に提出された。

郵政民営化委員会（以下「当委員会」という。）としては、骨格で示された郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の早期上場・処分の方針について、郵政民営化の趣旨に沿うものとして評価するものである。

また、当委員会としては、郵政民営化に関する多様な論点についてタイムリーに調査審議するためには、事柄の性格に応じた仕分けが必要であると考え。当委員会が郵政民営化における業務遂行能力の構築とイコールフットINGの確保という二つの視点に立つことからすれば、日本郵政が希望する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務については、承継会社の経営に与える影響等とともに、関係する分野に与える影響について幅広く意見聴取等を行うこととしたい。

他方、郵政民営化全般に関わるその他の事項については、日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）の迅速な具体化に資するため、当委員会において留意事項を取り急ぎ取りまとめ公表することとした。その内容は、下記のとおりである。

記

（資産及び負債の点検の実施）

- 1 承継会社各社における事業の基盤となる資産及び負債について、円滑な承継を実現するという観点から、民間における企業会計の標準とその動向を踏まえて、日本郵政公社（以下「公社」という。）における点検を通じ、共通認識を形成すること。

（業務遂行におけるコンプライアンス態勢の整備）

- 2 適正な業務遂行と利用者利便を確保するため、郵政民営化以前から十分な準備を行った上で、社内規程の整備、承継会社各社の責任範囲の明確化、職員研修の充実等を通じて、業務遂行におけるコンプライアンス態勢を整備すること。

（ガバナンス面における内部統制システムの確立）

- 3 グループ全体としてのガバナンスを確立するため、日本郵政を中心とする監査態勢を強化するとともに、リスク管理の機能を含む内部統制システムを整備すること。

（グループ経営における経済合理性と投資家の信認の確保）

- 4 承継会社のグループ経営において、株式会社としての経済合理性を確立するとともに、郵便貯金銀行及び郵便保険会社（以下「金融子会社」という。）に対する投資家の信認に疑義を招かないようにするため、日本郵政とその子会社である承継会社との間の経営資源と権能の適正な配分、金融子会社と事業子会社それぞれの特性に応じた日本郵政による統合的な経営管理と子会社統治、子会社相互間における競争的価格を参照した公正な取引関係について、適確な方針を定め、それを対外的に明確化すること。

（人材の有効活用）

- 5 郵政民営化の円滑な実施のため、公社の職員の帰属先や配置の決定過程において、公社と協力して、きめ細かい対応を行うことや、郵政民営化後における適切な動機付けにより人材の有効活用に努めること。

（郵便局ネットワークの水準の維持等）

- 6 郵便局ネットワークの水準が維持され、郵便局が長年提供してきたサービスが引き続き提供されるよう配慮すること。

（郵便局株式会社の健全経営の確保）

- 7 郵政民営化により国民負担をもたらすことのないよう、郵便局株式会社におけるサービス提供に関し、業務運営の効率化のインセンティブが働くよう業務委託契約を工夫すること、郵便局別損益に基づく効率的な管理を行うこと及び地域に密着した創意工夫を行うことにより、その健全経営を確保すること。